

建設コンサルタント業務における最低制限価格制度の改定について

令和6年8月20日
神栖市契約管財課

神栖市の競争入札に関し、建設コンサルタント業務等委託においてダンピング受注対策の強化及び品質の確保を図るため、国及び県の算定式の改定を受け、以下のとおり、最低制限価格積算基準額の設定方法を改定します。

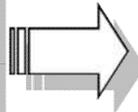
なお、実施時期は、令和6年10月1日以降に公告（指名）する競争入札からとします。

1 最低制限価格積算基準額の設定方法【改定】

○測量業務

【現行】

- 設定範囲
予定価格の60%～82%
- 計算式
 - ・直接測量費の100%
 - ・測量調査費の100%
 - ・諸経費の48% の合計



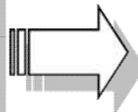
【改定後】

- 設定範囲
予定価格の60%～82%
- 計算式
 - ・直接測量費の100%
 - ・測量調査費の100%
 - ・諸経費の50% の合計

○建築関係建設コンサルタント業務

【現行】

- 設定範囲
予定価格の60%～80%
- 計算式
 - ・直接人件費の100%
 - ・特別経費の100%
 - ・技術料等経費の60%
 - ・諸経費の60% の合計



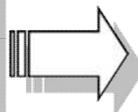
【改定後】

- 設定範囲
予定価格の60%～81%
- 計算式
 - ・直接人件費の100%
 - ・特別経費の100%
 - ・技術料等経費の60%
 - ・諸経費の60% の合計

○土木関係建設コンサルタント業務

【改正前】

- 設定範囲
予定価格の60%～80%
- 計算式
 - ・直接人件費の100%
 - ・直接経費の100%
 - ・その他原価の90%
 - ・一般管理費等の48% の合計



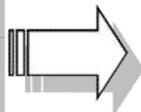
【改正後】

- 設定範囲
予定価格の60%～81%
- 計算式
 - ・直接人件費の100%
 - ・直接経費の100%
 - ・その他原価の90%
 - ・一般管理費等の50% の合計

○地質調査業務

【改正前】

- 設定範囲
予定価格の2/3～85%
- 計算式
 - ・直接調査費の100%
 - ・間接調査費の90%
 - ・解析等調査業務費の80%
 - ・諸経費の48% の合計



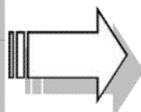
【改正後】

- 設定範囲
予定価格の2/3～85%
- 計算式
 - ・直接調査費の100%
 - ・間接調査費の90%
 - ・解析等調査業務費の80%
 - ・諸経費の50% の合計

○補償関係コンサルタント業務

【改正前】

- 設定範囲
予定価格の60%～80%
- 計算式
 - ・直接人件費の100%
 - ・直接経費の100%
 - ・その他原価の90%
 - ・一般管理費等の45% の合計



【改正後】

- 設定範囲
予定価格の60%～81%
- 計算式
 - ・直接人件費の100%
 - ・直接経費の100%
 - ・その他原価の90%
 - ・一般管理費等の50% の合計

(注) 最低制限価格については、最低制限価格積算基準額にシステムが無造作に抽出したランダム係数 (0.9850～1.0150) を乗じて算出します。(設定範囲は上記のとおり)

2 適用時期

令和6年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う競争入札から適用します。

3 最低制限価格制度の対象【現行のとおり】

建設コンサルタント業務（測量業務・建築関係建設コンサルタント業務・土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務）において、最低制限価格制度の対象は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が50万円を超える競争入札です。